

令和4年度決算の報告について

令和5年7月27日第133回組合会において、令和4年度決算が承認されました。
令和4年度一般勘定について、予算編成時は経常収支で22百万円の赤字を見込んでいましたが、収支差引額1億28百万円で終了し、経常収支では98百万円の黒字決算となりました。

決算の基礎数値

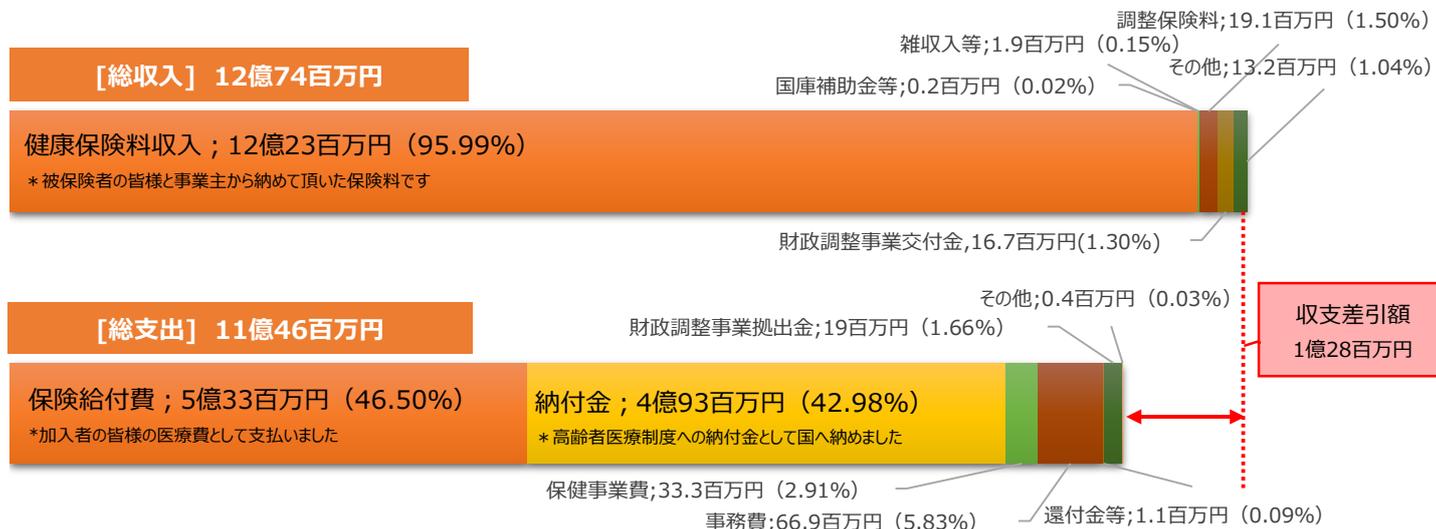
健康保険

* 平均被保険者数	2,139人
* 平均標準報酬月額	447,874円
* 総標準賞与額（年間合計）	3,249百万円
* 被保険者平均年齢	43.63歳
* 保険料率	8.50/100
[事業主負担	5.10/100
被保険者負担	3.40/100

介護保険

* 平均保険料徴収者数	1,334人
* 平均標準報酬月額	493,360円
* 総標準賞与額（年間合計）	2,231百万円
* 保険料率	1.80/100
[事業主負担	0.90/100
被保険者負担	0.90/100

一般勘定（健康保険に関する会計）



経常収支 (経常収入) **12億25百万円** - (経常支出) **11億27百万円** = **98百万円**

経常収支とは、総収入から調整保険料、その他収入を除き、総支出から財政事業拠出金等の支出額を除いた額の差引額となります。

決算のポイント（一般勘定）

- ✓健康保険料収入は前年度から88百万円増（対前年度7.7%増）となりました。
- ✓保険料の算定基礎となる年間平均標準報酬月額は447,874円で前年度から8,563円増加、標準賞与額（年間合計）は3,249百万円（対前年度6.2%減）と減少しました。
- ✓支出の保険給付費は、被保険者の医療費等が減少し、前年度から20百万円減少（対前年度3.6%減）しました。
- ✓納付金は前年度から17百万円増加（対前年度3.6%増）となりました。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度の医療費が減少したことにより、4年度に精算される2年度の返還額が大きく、従来の想定より小幅な増加にとどまりましたが、支出額全体の43%を占めています。

介護勘定（介護保険に関する会計）



決算のポイント（介護勘定）

✓介護勘定の収支状況は、令和4年度から保険料率を1.7%から1.8%に改定したことに加え、予算編成時と比較して、平均標準報酬月額が3,100円増、標準賞与額が278百万円増と大きく増加したことにより、収支差引額11百万円で終了しました。決算残金は、準備金に積み立てを行います。

健保組合を取り巻く状況

健康保険組合連合会（健保連）は、全国1383の健康保険組合の令和4年度決算見込みについて、40.4%に当たる559組合が赤字であったと発表しました。赤字健保の割合は、前年度の53.4%からは減少したものの、今後も高齢化の進行で医療費が増え、財政の悪化が懸念されるとしています。

当健保組合においては、令和4年度から保険料率を8.0%から8.5%に改定したことに加え、保険料の算定基礎となる標準報酬月額が前年度を大きく上回ったことによる収入の増加に対し、保険給付費等の支出の減少によって収支が改善したことにより、令和4年度は黒字決算となりましたが、令和5年度に入り保険給付費は増加傾向にあり、医療の高度化に伴う医療費の増大、団塊の世代の後期高齢者入りによる納付金の急増を考慮すると、楽観を許さない状況です。

加入者の皆様におかれましては、日頃から健康に留意し、年1回の健康診断を受診するなど疾病予防に努めていただき、医療費の節減にご協力をお願いいたします。

医療費節約のポイント

1. かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つ

かかりつけ医とは、あなたの既往歴や健康状態などを把握し、健康管理全般のアドバイスをしてくれる医師のことです。どうせ行くなら大きい病院が安心、と思われることも多いですが、大病院は診察までに時間がかかるうえ、紹介状がないまま受診すると、特別料金が加算されるので注意が必要です。体調が悪い時は、まずはかかりつけ医を受診するようにしましょう。また、かかりつけ薬局を決めることで、薬の副作用やアレルギーの有無などを継続的に管理してもらえ、複数の医療機関で処方されている薬の相互作用や飲み合わせ、重複処方をチェックしてもらえますので便利です。

2. 休日や夜間の診療は控えよう

休日や夜間などは診療時間外の受診は割増料金が設定されています。自己都合で安易に時間外受診を行うと、医療費は高くなり、救急患者対応の妨げにもなるため控えましょう。ただし、急病の場合は迷わず受診してください。

3. はしご受診は控えよう

同じ病気で、同時期に複数の医療機関にかかることを「はしご受診」と言います。初診料が何度もかかるだけでなく、治療が中途半端になる、検査や薬の重複などで体に負担がかかるなどデメリットがあります。

4. ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しよう

ジェネリック医薬品は、有効成分は新薬（先発医薬品）と同じで、安全性や効き目について国に認められている医薬品です。ほとんどの場合、新薬より価格が安く、医療費の節約に繋がります。希望される場合は、医師か薬剤師に相談しましょう。

インフルエンザ予防接種費用補助を実施します！

インフルエンザの発症や重症化を予防することを目的として、今年度もインフルエンザ予防接種費用補助を実施いたします。流行前にワクチン接種をすることで発症や重症化予防が期待できますので、是非この機会に予防接種を受けご申請ください。

【補助の内容】

* 対象者

予防接種日時点で当健保組合に加入してる被保険者および被扶養者

* 補助額

対象者 1 人あたり 2,000 円を上限とする実費額

注) 2 回接種 (13 歳未満) の場合も、合計費用につき上限額 2,000 円となります。

* 接種期間

2023 年 10 月 1 日 (日) ~ 2024 年 1 月 31 日 (水)

* 申請期間

2023 年 10 月 1 日 (日) ~ 2024 年 2 月 5 日 (月)



* 支給方法

被保険者の 2024 年 3 月給与にて支給予定

注) 3 月までに退職予定の方は、退職日の前月末までに健保組合へご連絡ください。

* 申請方法

「[KOSMO Web](#)」から電子申請

注) 申請は、世帯分をまとめて申請してください。システム上、複数回の申請はできません。

* 必要書類

予防接種を受けた医療機関の領収書原本の画像

注) 領収書には、接種者の氏名、「インフルエンザ予防接種」の記載が必要です。

領収書に記載が無い場合、併せて診療明細書が必要となります。

複数名接種した場合、人数分の領収書をもらってください。

領収書は申請後も破棄せず、支給終了まで保管をお願いします。

インフルエンザワクチンの効果は接種 2 週間後から現れ、少なくとも 5~6 か月は持続すると言われています。例年のピーク(1 月~2 月)に合わせて、12 月中旬までに接種を終えておくことで安心です。高齢者、幼児、妊婦、持病のある方など肺炎や脳症などの合併症リスクが高い人は、積極的に接種しましょう。

被扶養者資格調査へのご協力をお願いします！

今年も被扶養者資格調査を実施します。この調査は法令及び通達に基づき被扶養者の方の保険給付を適正に行うことを目的として実施しております。

今年度は10月中旬を予定しております。

【被扶養者の定義】

被扶養者とは、「被保険者の第三親等内の家族であり、(中略)主としてその被保険者により生計を維持するもの」と、健康保険法第3条第7項にて定められています。

今年度対象者は**満23歳到達以上**の被扶養者です。

【年齢基準：令和6年3月31日時点】

* 令和5年1月1日以降に被扶養者と認定した方は対象外です。

今年度もweb申請となります。対象者のいる被保険者の方には直接メールでご案内致します。

対象者で収入のある被扶養者の方は給与明細等、破棄しないようお願い致します。

【共同扶養とは？】

夫婦共働き等、同一世帯に、あなた以外に健康保険の「被保険者」がいる場合、主たる生計を維持しているもの（収入が多い者）の被扶養者として扱われます。

また、夫婦の年間収入額が同程度（配偶者との年間収入の差額が1割以内である場合をいいます。）である場合は、被扶養者申告書を提出した方の被扶養者にすることができます。

* 配偶者があなたの被扶養者である場合、共同扶養に該当しません。



【被扶養者異動届の脱退日について】

配偶者やお子様就職等で被扶養者から脱退する場合、「被扶養者でなくなった日」は新加入した健保組合の保険証の「資格取得年月日」と同じ日を記入して下さい。

注）右上の交付日ではありません。

こちらの誤りがありますと、無保険期間が発生してしまいます。

ご注意ください。よろしくお願いいたします。

